

# 新型コロナウイルス感染症対策経営健全化 特別支援金のご案内

3月、4月に高知県が独自で行っていた「高知県新型コロナウイルス感染症対策融資」、「高知県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」をご利用中の事業者の方が、5月からスタートした全国統一制度である「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換え等を行い、経営の健全化を図っていただくための支援制度です。

## 制度概要

「高知県新型コロナウイルス感染症対策融資」、「高知県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」をご利用中の事業者の方が、「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換え等を行った場合、**借換額等に対して3%の支援金（最大120万円）**を給付します。

## 借換のメリット

- ①据置期間最大4年間で、最大5年間まで延長されます。
- ②残りの実質無利子期間が3年未満の場合、3年間にリセットされます。また、据置期間にかかわらず、3年間の利子補給が可能です。
- ③最大2.27%の金利が1.90%以下まで引き下げられます。
- ④追加で借入される際に一本化することが可能です。
- ⑤借換額の3%（最大120万円）の支援を受けられます。

## 借換の留意点

- ①売上の減少率等により、全国統一制度への借換えができない場合があります。
- ②借入期間が短縮される場合があります（最長12年→最長10年）。
- ③無利子期間が短縮される場合があります（最長4年→最長3年）。

### 【申込み・お問い合わせ先】

高知県商工労働部経営支援課 TEL：088-823-9052

### 【HP】

高知県経営支援課 又は <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>